



第 20 号

発行日 昭和63年5月10日
<毎月 10日発行>

編集発行
北海道腎臓病患者連絡協議会
札幌市中央区北1条西10丁目
ダイアパレス北1条603
TEL (011) 261-3950

昭和48年1月13日 第3種郵便物認可
H. S. K. 通巻193号

昭和63年 春風号

道腎協結成10周年記念第11回総会議案

《道庁別館地下ホール案内図》



—所在地—

札幌市中央区北3条西7丁目

電話 (011) 231-4111(代表)

第11回総会ご案内

第11回総会を下記のように
開催いたします。
会員、ご家族の皆様お誘い
合せのうえご参加下さい。

記

—日 時—

5月22日(日)

午前9:30から12:00まで

記念講演

午後1:00から3:00まで

—会 場—

道庁別館地下ホール

北海道腎臓病患者連絡協議会

患者さんと家族の方々のための本

腎炎・ネフローゼの正しい知識 (最新刊)

●大阪府立病院腎疾患センター部長 飯田喜俊 著
 ▼ A5判 / 126頁 定価 900円 ¥250
 ('88.1.第1版)

自分の病気の状態を正しく把握し、それにながった養生をすることが非常に大切である。本書は腎臓病を正しく理解し、日常生活管理まで含めた注意をイラストを用いてわかりやすく、患者さんと家族の方々のために解説。

これがCAPDです

●東京女子医科大学教授 太田和夫 著
 ▼ B6判 / 218頁 定価 1,500円 ¥250
 ('85.6.第1版-'88.2.第3刷)

CAPDは、血液透析より比較的単純な操作で、家庭で手軽に行える新しい治療法として、国から認可された新しい血液浄化法である。医学的にみて秀れているばかりでなく、血液透析に比べ多くの利点がある。本書は、CAPDのすべてを記述。

絵で見る自己管理と食事療法 慢性腎不全の正しい知識

●北里大学助教授 丸茂文昭 著
 ▼ B5変形判 / 80頁 定価 980円 ¥250
 ('83.11.第1版-'87.10.第7刷)

近年の透析機器の進歩と透析技術の発展はめざましいが、もっとも重要なことは、患者さんが腎不全を正しく理解し、自分なりに一生どようにつき合っていくかということである。本書は、そのための助けとなるように、腎臓の構造から食事療法まで、イラストを用いて全ページカラー刷りでわかりやすく解説。

これが腎移植です〔改訂版〕

●東京女子医科大学教授 太田和夫 著
 ▼ B6判 / 204頁 定価 1,500円 ¥250
 ('76.2.第1版-'87.7.改訂第3版)

腎移植は、慢性腎不全に対する唯一の根治療法である。腎不全患者にとって最も関心のある腎移植とはどのようなものかを、幅広い角度からわかりやすく解説した。改訂第3版では、急速に発展した腎移植の現況を盛り込んでいる。

これが透析療法です

●東京女子医科大学教授 太田和夫 著
 ▼ B6判 / 202頁 定価 1,500円 ¥250
 ('74.8.第1版-'88.1.訂正増補第4版6刷)

「透析療法をわかりやすく書いた本が欲しい」という多くの方々の希望に応える書、過去長年にわたって著者が患者を診察し、訴えを聞いて得た豊富な体験をもとに書かれている。難解な透析療法の知識を平易に解説。透析を受ける方の食事や心構えを含む生活態度全般を、患者さんの立場に立って具体的に記述した。

これが透析の食生活です

●太田和夫・東間 紘・白井昭子 共著
 ▼ B6判 / 194頁 定価 1,500円 ¥250
 ('76.1.第1版-'88.2.改訂第3版6刷)

腎不全で透析を受けている方々にとって食事は重要な問題である。栄養士ではない方にとって、カロリー計算など考えただけでも面倒で、つい敬遠しがちになる。本書はそのような方々が何かの手がかりを得られるよう記述。今までの画一的な食事療法から、それぞれ個人の条件や治療法の特性に適合した多様性のある食事療法を記述した。

これが透析生活の秘訣です

●東京女子医科大学教授 太田和夫 著
 ▼ B6判 / 214頁 定価 1,500円 ¥250
 ('84.6.第1版-'87.8.第5刷)

一通り透析療法の知識を持つ方々に、透析で20年、30年を生き抜くための注意点と秘訣について、随所にイラストを入れ、わかりやすく解説。長期透析の問題点など、きめ細かく最新の知識を盛り込んだ。

おいしい透析食メニュー

●小野慶治・成富麻子・品川恵子・永尾三和子・針馬康子 共著
 ▼ B6判 / 144頁 定価 1,700円 ¥250
 ('77.12.第1版-'88.2.訂正第2版6刷)

透析療法は、十分な血液透析と細心の食事管理によって患者の日常生活を支えている。食事管理は、患者さんや家族の方々が一生継続していかなければならない。本書は、面倒な栄養素を計算しなくても簡単に透析食が作れるように、61の献立を紹介。料理の作り方を書き添え、出来上がった料理のカラー写真も加えた。即役立つ料理ブック。

新刷版が入荷しました。

正しい自己管理を行うためにも
是非お求め下さい。

●お問い合わせ・お買い上げは

北海道腎臓病患者連絡協議会

札幌市中央区北1条西10丁目13

ダイヤパレス北1条 603

電話 (011) 261-3950

昭和六十二年活動報告(案)

一、はじめに

道腎協は昨年十月に結成十周年を迎えました。この十年間の透析医療の進歩は目覚ましいものがあります。多くの人が尊い生命を救われたばかりか、健常者に負けないくらいの活躍をしています。

しかし、一方では、一向に減らない透析導入患者その高齢化、重症化や長期透析患者の合併症など、さまざまな面で深刻な状況にあります。

況にあります。そして、経済低成長時代といわれる中での社会保障は、「自助努力」「受益者負担」が打ち出され、次々と実施に移されています。

このような状況の中で道腎協は「腎疾患総合対策の確立」を柱とする第十回総会で決められた活動方針に基づき、次の活動をしてきました。

への適用拡大の運動に本格的に取り組むことになりました。透析患者が身体障害者福祉法の適用を受けてから満十五年になりますが、いわゆる外部障害者との間には、施策上の格差があり、私たちは不利益を蒙っています。

そこで道腎協としても積極的にこの運動に取り組むことを決め、本年二月二日のJR北海道への陳情に役員六人を派遣しました。また、全腎協の方針に基づいて、道議会請願署名にも取り組みました。

署名数は、各会の努力によって、九、〇二六人を集めました。この請願署名は、自民党三人、公明党一人、共産党、社会党、民社クラブ各一人の議員に紹介議員になっていただき、二月二日藤井議長に提出しました。

行ってきた「腎バンク登録者拡大全国いっ

せい街頭キャンペーン」で今回で七回目のこのキャンペーンは昨年十月四日全道各プロックが二〇数カ所取り組み、会員、家族、医療関係者など五〇〇人が参加しました。

当日は昨年度と同様に各地で看護婦による無料血圧測定などを行い好評を得ました。

こうした運動の結果当日会場で一〇〇人を超える腎臓提供の登録を受けるなど北海道の腎臓提供者の登録数は六三年二月現在九、三九五入(全国では一八二、八二七人)となっています。

(4) 国会請願署名・募金運動に

ついて

昨秋から取り組んだ全腎協の第十七回国会請願署名・募金運動と全国患者・家族団体協議会(日患協)の国会請願署名・募金運動は、各会・各会員の努力により全腎協署名数二、〇一九人、日患協六、六五八人を集めました。また募金額は、両方合わせて一、三五九、三五三円を集めました。

全腎協の「腎疾患総合対策」の早期確立

二、主な活動と成果

(1) 道に対する請願活動

道腎協は、昭和六十二年二月二日、道に対し請願を行いました。

内部障害者五団体と共にJR・航空運賃・有料道路の割引を適用するよう、二月二日藤井道議会議長に対し、実現方への国の意見書の請願を実施しました。

同時に道立江差、羽幌、町立中標津病院の三施設に透析施設を設置する請願です。

道議会ではこの請願は厚生委員会に付託され更に二度に渡り重ねて要請した結果、継続審議となりました。

(2) JR等割引制度適用拡大運動について

昨年四月から国鉄が民営化されたのを機会に、全腎協は、JR・航空運賃、有料道路料金の身体障害者割引制度の内部障害者

(3) 腎バンク登録者拡大運動について

二回目の「腎移植推進月間」を迎えた昨年十月道腎協では街頭キャンペーンに取り組みました。それは全腎協がこれまで毎年

を要望する全国請願運動は二月十六日に行われ、道腎協から三人が参加して衆・参両院の社会労働委員など十人の議員へ請願の趣旨を説明して紹介議員となつていただくよう要請しました。

(5) 道腎協十周年記念事業について

道腎協は先輩役員を中心に自らの生命をかけて会を昭和五二年設立し、昨年十月十周年を迎えるに当り、これを記念して、①記念誌の発行、②会旗の作成を実施しました。

そして、第十一回定期総会の当日、③記念講演会を行なう予定です。

(6) 会員拡大について

今年度は、道腎協未加入病院に「入会のおすすめ」を送るなどの働きかけを行い、会員拡大を積極的にすすめてきました。会員数は昨年度末で、八四八人でしたがこの一年間で、九七五人に増えました。

(7) 機関誌「どうじん」の発行

道腎協は今年度も「どうじん」の定期発行にとりましたが、四回しか発行できませんでした。会の動き、社会的な動き、会員の投稿、資料各シリーズものを掲載し、会活動の内容報告と透析生活に資する資料をのせ、その内容充実に努めました。

来年度は年六回の発行をめざし、更に広報制度の活用により、一層の充実に当たりたいと思います。

(8) 全腎協の活動に積極的に参加

全腎協第十七回総会は昨年五月二、四日新潟市の新潟県民会館で開かれ、全国四十五都道府県から会員、家族、医療関係者など七七一人が参加しました。

道腎協ではこの総会に三名参加しました。今年度も道腎協は全腎協運営に積極的に協力し中村事務局長が副会長として渡辺自立幹事がそれぞれの立場で活躍してきました。

(9) 他団体との連携

日本における患者運動のナショナルセンターを目指して結成された日本患者・家族団体協議会(JPC)の第「回総会が昨年六月七日に五反田で開かれ、道腎協から一人が参加しました。

道難病連は今年度も岩崎会長が代表理事を務め道からの難病検診や道庁各局、道議会各会派への要請・陳情をしてきました。

(10) 各地方ブロックでの活動について

今年度の組織状況は会員数一、九七五名患者会七十二、ブロック数十六となっております。

新たに札幌で四施設、江別市で一施設増えました。

要請行動としては、本年度は十月の月間結びつけて、腎移植推進運動に対し、各ブロックとも関係市町村に対し行政の積極的な取り組みを要請しました。更に道腎協決定に基づく各事業に取り組み、大きな成果をあげました。

各種の講演会、学習会、交流会も本年度も各ブロックで開催されそのテーマも種々でした。

レクリエーション活動も活発で各ブロック単位各施設患者会等でソフトボール、ボート、登山、海水浴、炊事遠足、一泊旅行、食事会など委員会の親睦を図る催物が盛んに行われました。

又、各ブロックとも、会費以外の財源の確保に努め募金箱、花火、正月飾り、機関紙の広告、年賀状の印刷あつせんなど、本年も行われました。

もちろん会員の入会運動を進められましたが、尚努力を要求される課題であることは明らかです。

このように各ブロック、各施設患者会とも地域で長年にわたって患者活動を展開することは、いかに大変であるかと思われまふ。未入会員、無関心患者のご理解、ご協力を訴えて各地域での活動の結びしたいと思います。

三、おわりに

道腎協は、昨年から会費値上げによる財政に裏付けられた事務所体制など、当面の目標をクリアーして、結成十周年に当たる本年度、活発な運動を展開する事ができました。

そして運動の質そのものも十周年を記念して諸企画し、行政や医療サイドをも含むより広い運動として行われ、単に患者団体の運動に留まらず、社会的な活動として認められるようになったことは評価されるでしょう。

しかし一方では、私たちにとって切実な「腎疾患総合対策」確立への運動やJ.R等の料金割引制度適用拡大運動など、今後も引き続き強力な運動を行う必要のある問題も多くあります。こうした運動を活発に行うには、各患者会や会員皆さんの積極的な参加と協力が必要です。明日の十年、十五年を目指して頑張りましょう。



昭和62年度決算報告

自 昭和62年4月1日
至 昭和63年3月31日

(収入の部)

科 目	予 算 額	決 算 額	%	備 考
会 費	6,840,000	6,986,700	102.2	会員数 1,975名
配 分 交 付 金	973,000	973,000	100	道の助成金
職 場 適 用 助 成 金	60,000	270,000	450	雇用促進協会
国 会 請 願 募 金	800,000	704,477	88.1	請願の道腎協分
寄 附 金	980,000	772,000	78.8	
特 別 協 力 会 費	100,000	0	0	
事 業 収 益	200,000	153,574	76.8	物品、本等の収益金
広 告 料	250,000	90,000	36.0	機関紙“どうじん”広告料
雑 収 入	100,000	66,952	67.0	
小 計	10,303,000	10,016,703	97.2	
立 替 金		11,602		
前 期 繰 越	63,867	63,867		
合 計	10,366,867	10,092,172	97.4	

昭和62年度特別会計決算報告

自 昭和62年4月1日
至 昭和63年3月31日

(収入の部)

科 目	金 額	摘 要
全 腎 協	484,000	ブロック育成費
医 療 講 演 会 助 成 費	0	
キ ャ ン ペ ー ン 売 上 金	193,800	各ブロックキャンペーン用品売上げ
広 告 料	725,000	10周年記念誌協賛広告
協 賛 金	393,500	〃 協賛金
記 念 誌 売 上 金	51,500	
雑 収 入	687	銀行利息
前 期 繰 越 金	40,637	
合 計	1,889,124	

(支出の部)

科 目	金 額	摘 要
用 品 購 入 代	152,200	風船、試験紙
ブ ロ ッ ク 会 議	206,255	旅費、宿泊費、会議費、食事代
医 療 講 演 会	0	
10 周 年 記 念 誌	1,015,609	
〃 講 演 会	0	
〃 会 旗	25,000	
繰 越 金	490,060	
合 計	1,889,124	

(支 出 の 部)

科 目	予 算 額	決 算 額	%	備 考
会 議 費	580,000	601,030	103.6	
幹 事 会 費	300,000	368,660	122.9	旅費、資料費、会場費
運 営 委 員 会 費	180,000	139,470	77.5	旅費、資料費、会場費
専 門 委 員 会 費	100,000	92,900	92.9	旅費、資料費、会場費
負 担 金	2,673,000	2,493,000	93.3	
加 盟 分 担 金	393,000	393,000	100	難病連
全 国 会 負 担 金	2,280,000	2,100,000	92.1	全腎協
事 業 費	2,100,000	1,680,376	80.0	
総 会 費	400,000	153,150	38.3	議案書、会場費、旅費
機 関 誌 費	1,200,000	1,117,909	93.2	“どうじん”発行その他運送費
活 動 費	500,000	409,317	81.9	
事 務 局 運 営 費	4,775,000	4,217,376	88.3	
通 信 費	200,000	146,020	73.0	切手代、本他発送代
事 務 用 品 費	200,000	159,700	79.9	
新 聞 図 書 費	100,000	50,880	50.9	
交 通 費	100,000	73,440	73.4	
家 賃	360,000	360,000	100	月額 30,000円
電 話 料	150,000	92,290	61.5	
雑 費	150,000	180,428	120.3	水道光熱費振替料他
備 品 費	200,000	165,000	82.5	コピーリース料
慶 弔 費	30,000	5,710	19.0	
事 務 局 手 当	3,240,000	2,940,000	90.7	事務局長、事務局員手当
法 定 福 利 費	45,000	43,908	97.6	雇用保険料
予 備 費	238,867			
立 替 金		17,652		
次 期 繰 越		1,082,738		
合 計	10,366,867	10,092,172	97.4	

会計監査報告

昭和62年度決算書に基づき、関係帳簿、領収書、預金通帳等を厳正に精査した結果、決算書の通り相違なく、いづれも正確、妥当である事を報告いたします。

昭和63年 5月22日

会計監査 平原立身 印

〃 安江良和 印

文書発言もできます

道腎協規約第六条で、総会にたいして文書による発言も認められています。

なお、総会議案にたいする意見のある方は、封書、はがき等別紙に書いて五月二十日（必着のこと）までに道腎協へお送り下さい。

〈送り先〉

〒060 札幌市中央区北一条西十丁目
ダイアパレス北一条六〇三
道腎協事務局 宛

昭和六十二年活動方針(案)

これまでの私たちの運動に対する最近の

成果として、国に於て、昭和六〇年度から

「小児慢性腎疾患予防、管理に関する研究

班」の発足、六十一年度から「腎不全対策

推進会議」の設置、同じく「腎移植推進月

間」の設定などがあげられます。

また、本道に於ても、長期医療計画の中

で「腎疾患総合対策委員会」の設置がうた

われております。

しかしながら、透析患者は引き続き増大

し、透析医療供給体制も長期透析患者の合

併症、高齢化など、さまざまな面で深刻な

状況があり、医療費の増大も続いております。

又、若年層を中心に要求の強い腎移植も

死体腎移植体制の立ち遅れにより、いつこ

うに進まないのが現状です。

このような状況の中で、私たちが主張し

ている腎臓病の研究や予防から早期発見、

早期治療、人工透析治療や腎不全対策から

社会復帰にいたる「腎疾患総合対策」の確

立は急務となっております。

一、活動目標と会の運営

① 医療、福祉、社会保障制度の後退の中

で全国的な課題について全腎協と共に運

動します。

② 腎バンクの登録拡大につとめます。

③ 結成十周年の行事として、記念講演会、

記念祝賀会などの事業を実施します。

④ シンポジウムを十一月に開催します。

⑤ 街頭キャンペーンを「腎移植推進月間」

中に実施します。

⑥ 全腎協と日患協の国会請願署名、募金

運動を行います。

⑦ 「私たちの願い」実現のため、道および

市町村関係諸団体に働きかけます。

⑧ 道立江差、羽幌、町立中標津の透析施

設設置運動を更に展開します。

⑨ 道透析医会、透析機器メーカーなどと

の連携や交流を深めます。

⑩ 道難病連との連携を更に強めます。

二、私たちの願い

私たち腎疾患総合対策の早期確立を運動

の基本とし、腎臓病、腎不全患者の医療や

生活を守るための、要求の実現をめざして

運動を進めていきます。

(一) 基本要

① 腎臓病の予防、治療、研究、患者の教

育保障、雇用など総合的、抜本的な一貫

した対策を国と地方自治体の責任で確立

(二) 腎疾患総合対策

① 市立札幌病院に設置された道腎センタ

ーを移植だけでなく、人工腎臓治療から

予防、管理、研究までに含めた腎センタ

ーに拡充すること。

② 腎臓病の総合対策を確立するため、患

者代表を含めた対策委員会を道、主要都

市に設置すること。

(三) 腎臓病予防・治療対策

① 乳幼児、児童、生徒、学生、勤労者、

自営業者、家庭婦人などに対する検尿を

完全実施すること。

② 腎臓病の早期治療、腎炎管理の体制を

確立すること。特に、小中学生の「腎臓

手帳」の発行による管理体制を確立する

こと。成人の腎疾患管理体制を確立する

こと。

(四) 血液浄化法対策

① 国立医療機関、公的医療機関に対する

人工腎臓の増設を早急にすすめること。

② 透析施設の地域偏在を早急に解消する

こと。特にへき地、離島対策の計画的整備をすすめること。

③ 国立医療機関での休日夜間透析を拡充すること。

④ 透析専門医、看護婦をはじめ、必要な透析医療従事者を養成確保すること。特にへき地、離島への透析医の確保及び、

国立医療機関での完全充足をはかること。

⑤ 透析医療の全道的な水準の向上をはかり、患者の個別の状態に見合う適切な治療が行なわれるようにすること。

⑥ 透析技術者の充足を図ること。

⑦ 長期透析患者の合併症、高齢透析患者の医学的対策、研究をすすめること。

⑧ 糖尿病性腎症の透析患者に対する医学的・社会的対策を強めること。

⑨ 老人、小児、合併症の患者に対応できる専門施設を適正配置すること。

⑩ CAPD療法などにおける腹膜炎をはじめとする合併症対策と安全対策の研究をすすめること。

⑪ エリスロポエチンの早期保険適用を行うこと。

⑫ 携帯用人工腎臓、短時間透析などについて、その安全性を研究しつつ、実用化普及をめざすこと。

⑬ 家庭透析のための患者教育基準を作り、専門訓練施設を設置すること。経営合理化として教育、訓練をせず無差別に導入

される「自主管理」透析は強制しないこと。

⑭ 人工腎臓関連装置、医薬品の安全性についての監督、指導、審査基準等を強化すること。

⑮ 水処理の高度化と装置の普及を図ること。

⑯ 地震、水害、火災、洪水など災害時対策と緊急時透析治療体制を確保すること。

(五) 腎移植対策

① 道移植センターと結ぶ、腎移植手術実施病院、摘出協力病院を増やすこと。

② 財団法人北海道腎バンクの提供登録を推進するため、国、地方自治体行政機関窓口での広報活動を強めること。

③ 腎提供登録のための予算を大幅に増額し、新聞、テレビ、政府、地方自治体広報誌などによる広報活動を強めること。

④ 運転免許証交付時の腎臓提供登録制度を確立すること。

⑤ 腎臓移植の専門医を養成、確保すること。

(六) 医療費対策

① 健保、共済の本人割給付を復活し、健保家族、国保の給付率を引き上げること。

② 国保料(税)滞納を理由とした保険証

不交付をやめること。

③ 高額医療を理由とした居住権、就労権の侵害を防止するため、人工透析の医療費は医療保険から切り離れた、国と地方自治体による全額公費負担とすること。

④ 成人の腎炎、ネフローゼなどの医療費を公費負担とすること。

⑤ 室料、付添看護料、回復室ベット料などの保険外徴収は撤廃すること。

⑥ 人工腎臓の診料報酬は、透析医療供給体制を保障し、患者にしまよせとならない実情に見合った適正な点数とすること。

⑦ 家庭透析に医療保険を適用すること。

⑧ 腎移植希望者の組織適合検査費用を公費負担とすること。

⑨ 更生医療、育成医療の費用徴収(一部負担)は撤廃すること。

⑩ 地方自治体独自の身障者、難病、母子など医療費助成制度を全国的に拡充し、所得制限は廃止すること。

(七) 生活保障対策

① 生活保護基準を引き上げ、患者の立場にたった適用を行うこと。

② 特別障害者手当の支給基準を緩和し、対象者を拡大すること。

③ 透析患者を父とする家庭への児童扶養手当の不当な打ち切りは止め、就労していない透析患者の家庭には支給すること。

④ 障害基礎年金の障害基準は、透析患者は最低一級とし、生活できる年金額とすること。

⑤ 移植腎生着後の障害年金の支給打ち切りはやめ、抗免疫抑制療法実施中は支給すること。

⑥ 障害年金支給停止後、再び悪化して透析を再開しても、障害年金は支給しない失権制度は廃止すること。

⑦ 共済年金の障害年金は在職中でも支給すること。また、退職後、厚生年金に加入した場合の支給停止の制度もなくすること。

⑧ 無年金者の救済措置を早急に検討すること。

⑨ 内部障害者にも国鉄、私鉄、航空運賃割引を適用し、有料道路通行料も割引の対象とすること。

⑩ 外来透析患者の通院交通費を公費補助とすること。

⑪ 新型間接税の導入はやめ、所得税の大幅減税を実施するとともに、障害者控除、特別障害者控除額を引き上げること。

(八) 雇用対策

① 障害者の雇用促進に関する法律を改正し、法定雇用率、雇用納付金を大幅に引き上げ、各種助成金を引き上げること。

② 職業安定所の障害者の職業紹介、相談

体制を強化し、具体的な就職あっせんを促進すること。

③ 国、地方自治体および関係機関で腎機能障害者を採用すること。行政機関の障害者雇用にあたっては、内部障害者を差別しないこと。

④ 地方自治体は、障害者の就職あっせん紹介の場を設けること。

⑤ 障害者の就労、身分、賃金を差別する法律（国家公務員法第七八条、地方公務員法第二八条、労働安全衛生法第六八条、最低賃金法第八条）は医学の進歩と社会の変化に見合せて改正すること。

⑥ 内部障害者のための職業訓練施設を増設し、内容を充実すること。

⑦ 病気を理由に解雇したり、退職を強要

三、組織、財政、広報活動について

① 病院患者会の活動を盛んにし、ブロック活動を強化するため組織内交流し、相互援助。道腎協からの協力活動をすすめます。

② 運営委員会の開催と幹事会、専門委員会、編集委員会の定期開催につとめます。役員や活動家の養成と未組織病院患者会の結成につとめます。

④ 機関誌「とうじん」の年六回発行と「今日の情報」の発行と内容の充実のため広報員制度を活用します。

しないこと。

⑧ 腎機能障害者の職場配置については、その適正に見合せて行ない、「温情的差別」はしないこと。

⑨ 障害者の事業開始に必要な資金を低利融資すること。

(九) その他の対策

① 腎臓病児に対する完全な教育保障を確立すること。体育教科に参加できないことを理由として高校入学拒否はしないこと。

② 各透析医療機関に医療ソーシャルワーカーを配置し、社会資源の活用や患者の心理的経済的相談に応えられる体制をつくること。

⑤ 腎臓病に関する本の販売、普及を行ないます。

⑥ 親睦をはかり、国際感覚吸収のため、ハワイ旅行を実施します。

⑦ 健全財政確立のため、会費の納入、協力会員制度の充実、さらに寄付金、販売活動を行ないます。

⑧ 事務局体制を強化します。

⑨ 国会請願募金、臓器移植基金、募金箱運動を更に積極的におすすめします。

昭和63年度スローガン(案)

1. 腎臓病の研究、予防、治療から社会復帰に至る腎総合対策の確立を！
2. 本道に「腎疾患総合対策委員会」と「腎総合センター」の設立を！
3. 慢性腎炎患者の医療費公費負担を！
4. 道立病院の存続を！
5. 道立江差、羽幌、町立中標津病院での透析施設、設置を！
6. 腎バンク登録の拡大を！
7. 働ける腎臓病患者に社会復帰の道を！
8. 内部障害者に、JR、航空運賃、有料道路の割引適用を！
9. 市町村での福祉対策の充実を！
10. 強固な組織、2,500人の道腎協を！

昭和63年度一般会計予算(案)

自 昭和63年 4 月 1 日

至 昭和64年 3 月31日

(収入の部)

科 目	予 算 額	構 成 比	備 考
会 費	8,280,000	76.6	2,300人×3,600円
配 分 交 付 金	973,000	9.0	道の助成金
職 場 適 用 助 成 金	210,000	1.9	雇用促進協会
国 会 請 願 募 金	800,000	7.4	請願の道腎協分
寄 附 金	100,000	0.9	
特 別 協 力 会 費	100,000	0.9	
事 業 収 益	200,000	1.9	物品、本等の収益金
広 告 料	100,000	0.9	機関紙“どうじん”協賛広告
雑 収 入	50,000	0.5	受取利息・その他
小 計	10,813,000	100	
前 期 繰 越 金	1,082,738		
合 計	11,895,738		

昭和63年度特別会計予算書

自 昭和63年 4 月 1 日

至 昭和64年 3 月31日

(収入の部)

科 目	金 額	摘 要
ブ ロ ッ ク 育 成 費	484,000	全腎協より
医 療 講 演 会 助 成 費	100,000	難病連より
キ ャ ン ペ ー ン 売 上 金	300,000	キャンペーン宣材
募 金 箱	200,000	
前 年 度 繰 越	490,060	
合 計	1,574,060	

(支出の部)

科 目	金 額	摘 要
用 品 購 入 代	180,000	キャンペーン宣材
ブ ロ ッ ク 会 議	600,000	
10 周 年 記 念 講 演 会	250,000	
臓 器 移 植 基 金	200,000	
医 師 感 謝 状	100,000	
役 員 感 謝 状	40,000	
予 備 費	204,060	
合 計	1,574,060	

(支出の部)

科 目	予 算 額	構 成 比	備 考
会 議 費	1,220,000	10.4	
幹 事 会 費	600,000	5.1	旅費、資料費、会場費
運 営 委 員 会 費	500,000	4.2	旅費、資料費、会場費
専 門 委 員 会 費	100,000	0.9	財政、広報、腎疾患
編 集 委 員 会 費	20,000	0.2	
負 担 金	3,153,000	26.5	
加 盟 分 担 金	393,000	3.3	難病連へ
全 国 会 負 担 金	2,760,000	23.2	2,300人×1,200円
事 業 費	2,550,000	21.4	
総 会 費	500,000	4.2	議案書、会場費、旅費
機 関 紙 費	1,500,000	12.6	運送費込
活 動 費	400,000	3.4	ブロック総会参加
広 報 員 活 動 費	150,000	1.2	50人×3,000円
事 務 局 運 営 業	4,340,000	36.4	
通 信 費	250,000	2.1	切手代、運送費
事 務 用 品 費	300,000	2.5	
新 聞 図 書 費	150,000	1.2	
交 通 費	100,000	0.9	
家 賃	540,000	4.5	月額 部屋代 40,000円、管理費 5,000円
電 話 料	150,000	1.2	
雑 費	250,000	2.1	振替料、水道光熱費
備 品 費	200,000	1.7	コピーリース代
慶 弔 費	30,000	0.3	
事 務 局 手 当	2,200,000	18.5	
法 定 福 利 費	170,000	1.4	雇用保険
予 備 費	632,738	5.3	
合 計	11,895,738	100	

総 会 宣 言 (案)

私たち道腎協は、昨年10月結成10周年を迎えました。

この10年間、腎不全の治療法は目ざましい発展をとげ、大きな成果を挙げています。

とりわけ、人工透析療法は、腎不全治療の中心として腎不全患者の社会復帰を支えております。

また、治療費の面からも、公費負担制度が確立しており、経済的な心配もなく、治療を受けられるようになりました。

こうした医学的、社会的対策の充実により、透析患者はいま全国80,000人。道内でも3,500人に達するものと思われます。

この様な人工透析療法の普及の一方では、様々な問題点も明らかになっています。相変らず増え続ける透析患者、その結果、医療費の増大や供給体制への不安、年々すすむ高齢化や重症化、そして、透析による合併症も長期透析患者が増えるに従って、大きな問題となりつつあります。又、就学適応者の就職難は、家庭生活を破壊します。

いま私たちの医療の保障を一応勝ち得たものの、こうした面で厳しい状況に置かれています。増え続ける透析患者と、増大する医療費、私たちはこうした状況を解決するために、腎臓病の研究、予防、治療から、移植、社会復帰に至る「腎疾患総合対策」の確立を求めて、運動を進めております。

私たちは、腎臓病患者をこれ以上増やさないためにも、腎不全治療体制から、完全社会復帰に至る「腎疾患総合対策」の確立を目指す運動を、さらに強めて行きたいと思えます。

昭和63年 5月22日

北海道腎臓病患者連絡協議会第11回総会

道腎協結成10周年記念講演会

■ 演題：腎臓病の治療と移植について

日時 昭和63年5月22日 午後1:00より

場所 道庁別館地下ホール
中央区北3条西7丁目

講師 太田 和夫 医師
東京女子医科大学腎臓病総合医療センター所長
東京女子医科大学第三外科主任教授

患者家族の皆様、当日是非ご出席下さい。

今話題となっている脳死の問題と腎移植についての
貴重な講演となっております。

—老人専門病棟完備—

医療法人 **西の里恵仁会病院**

札幌郡広島町字西の里506番地

電話 (011) 375-3225 番・2329 番

アリの「OK保険」 弱体者終身保険

今までの生命保険にご契約できない方のための新しい保険—今、アリコから登場。

透析患者のための保険!!

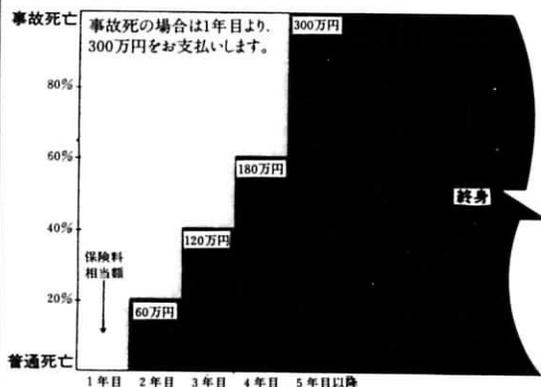
—キャンペーン実施中—

※透析導入となり全く生命保険に加入できない方に。

※加入してはいるが保険が切れるという方に。

※保障をもっと増やしたいという方に。

●40歳で保険金300万円にご契約の場合(55歳払済み)



●給付内容

①不慮の事故が直接の原因でその事故の日から180日以内に死亡された場合、または法定伝染病で死亡された場合、300万円をお支払いします。

②病気で死亡された場合、

1年目—既払込保険料相当額	4年目—180万円(保険金の60%)
2年目—60万円(保険金の20%)	5年目—300万円をお支払いします。
3年目—120万円(保険金の40%)	以降

※2年目から4年目までで既払込保険料が上記保険金額より多い場合は既払込保険料相当額をお支払いします。

●保険料

9,540円(月払い)です。(払込期間は15年間で)保険金300万円の場合です。

●キャッシュバリュー(解約返戻金)

OK保険は長期にわたるご契約になりますが、途中でおやめになる場合、キャッシュバリュー(解約返戻金)をお支払いします。

たとえば、10年目におやめになった場合、636,300円をお支払いします。

●会事務局にご連絡下されば、道内どこでもアリコ・ジャパンより、ご説明・契約
手続に参ります。

世界を安心してネットする生命保険会社
Alico アリコ ジャパン
アメリカン ライフ インシュアランス カンパニー

〒060 札幌市中央区大通4丁目1-7(新大通ビル10階) ☎(011)222-3271(代表)

担当 日下部・小村

お問合せ ▶ 北海道腎臓病患者連絡協議会 事務局



小村 功